

控除限度額の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名
------------------	------------	-----

都道府県名	法人税の 控除限度額	従業者数 ② 人	②で按分した 法人税の控除 限度額 ④ 円	税率 ⑤ 100	道府県民税の 控除限度額 ④×⑤ ⑥ 円	補正後の 従業者数 ②×⑤÷標準税率 ⑧ 人
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
合 計	① 円	③		100	⑦	

第七号の二様式別表二（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

第7号の2様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「②で按分した法人税の控除限度額④」の欄は、「法人税の控除限度額①」の欄の金額を従業者数の「合計③」の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。）を算出し、当該1人当たりの金額に「従業者数②」の欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載すること。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 4 「補正後の従業者数⑧」の欄は、各都道府県ごとの②の欄の従業者数に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を法第51条第1項に規定する標準税率で除して得た従業者数を記載すること。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てること。